

保険者算定 算定方法及び要件の詳細

1 定時決定の保険者算定・随時改定の保険者算定に係る事項

① 年間報酬の平均を算定するにあたり、以下に該当する月は除く。

- ・支払基礎日数（※1）が17日未満である月
- ・「報酬の一部が支給されない日」が属する月（※2）
- ・月の途中で資格取得した場合の資格取得月
- ・再雇用により資格取得した場合、資格取得するより前の月
（資格取得が月の途中である場合はその月も除く）

なお、上記に該当した月を除いた後の月数は、定時決定の保険者算定の場合は、少なくとも前年7月から当年3月までの間に1月、4月から6月までの間に1月の併せて2月以上なければならない（ない場合は保険者算定できない）。

随時改定の保険者算定の場合は、少なくとも「昇給（降給）月以後の継続した3か月」と、それ以外に少なくとも1月以上あることが必要である（ない場合は保険者算定できない）。

※1 暦日数から「週休日」及び「欠勤等（1日単位の欠勤、休職、育児休業、自己啓発休業、配偶者同行休業、大学院就学休業、介護休業、その他の休業）の日数」を除いた日数。欠勤等がなければ、通常17日以上となる。

※2 休職給が支給される休職期間を含む月及び懲戒により減額処分を受けた月。

② 算定の基礎となる各月の報酬額について遡って修正があり、追給（給与改定による差額支給を含む。）又は返納があったときは、それらの額は追給又は返納された月の報酬とはせず、本来支給されるべきであった月の報酬の額とする。

なお、時間外勤務手当等、前月の実績に応じて翌月に支給されるのが原則である報酬については、原則どおり支給されているのであれば、追給とはみなさない。

また、通勤手当が複数月の定期券の額によりまとめ払いされている場合は、当該額を月数で除し、1月当たりの額にして算定する。

③ 「通常の定時決定の算定方法による月平均額」と「年間報酬の月平均額」が下表に該当する場合は、1等級差でも保険者算定の対象となる。

「通常の随時改定の算定方法による月平均額」と「年間報酬の月平均額」が下表に該当する場合は、1等級差でも保険者算定の対象となる。

	上 限	下 限
短 期 給 付 等	いずれかが141.5万円以上、 もう片方が129.5万円以上 135.5万円未満	いずれかが9.3万円未満、 もう片方が10.1万円以上 10.7万円未満
退 職 等 年 金 給 付	いずれかが66.5万円以上、 もう片方が60.5万円以上 63.5万円未満	いずれかが9.3万円未満、 もう片方が10.1万円以上 10.7万円未満

厚生年金 保険給付	いずれかが 66.5 万円以上、 もう片方が 60.5 万円以上 63.5 万円未満	いずれかが 8.3 万円未満、 もう片方が 9.3 万円以上 10.1 万円未満
--------------	--	--

- ④ 年間報酬の月平均額の計算の対象となるいずれかの月に、保険者算定の要件を満たす所属に異動した場合、異動前の所属で受けた報酬も含めて計算する。

2 定時決定の保険者算定に係る事項

- ① 前年 7 月から当年 6 月までの間に組合員資格を取得した者の取扱いについては、当年 3 月までに資格取得した者が定時決定の対象となる。

当年 4 月又は 5 月に資格取得した者は、当年 3 月までの間に算定の対象となる月が 1 月もないため、対象外となる。

当年 6 月に資格取得した者はその年の定時決定自体が行われなため、保険者算定もできない。

- ② 7 月から 9 月のいずれかの月に随時改定・育児休業終了時改定・産前産後終了時改定が行われた者はその年の定時決定自体が行われなため、保険者算定もできない。

3 随時改定の保険者算定に係る事項

- ① 随時改定の保険者算定の対象となる前提として、「通常の随時改定の対象となること」が必要であるが、随時改定の対象となるのは、以下を全て満たした場合である。

ア 昇給・降給等により「前月に対し当月の固定的給与に変動」があること又は「給与体系の変更」があること。

イ 変動月から継続した 3 月間の各月の支払基礎日数が 17 日以上であること。

ウ 「変動月から継続した 3 月間に受けた報酬の総額を 3 で除して得た額を報酬月額として算定した標準報酬の等級」と「従前標準報酬の等級」に 2 等級以上の差があること。ただし、固定的給与の増額・減額と、変動月から継続した 3 月間の報酬の増額・減額が一致しない場合は随時改定の対象とならない。